

令和7年第2回

西予市議会定例会議案

令和7年6月
西予市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第80号	西予市小中学校学習用端末の取得について	1
議案第81号	西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第82号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第83号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第84号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第85号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第86号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第87号	西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	21
議案第88号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	23
議案第89号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)	別冊
議案第90号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第91号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第92号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
報告第6号	令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	25
報告第7号	令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	27
報告第8号	令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	30
報告第9号	令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	32
報告第10号	令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	34
報告第11号	専決処分事項の報告について	36

議案第 8 0 号

西予市小中学校学習用端末の取得について

西予市小中学校学習用端末を下記のとおり取得したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得物件 | 西予市小中学校学習用端末 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得金額 | 1 0 9 , 2 9 6 , 0 0 0 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
9 , 9 3 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目407番地
四国通建株式会社 西予営業所
所長 吉岡 誠 |

提案理由

愛媛県GIGAスクール推進協議会において共同調達を行った学習用端末について、購入しようとするものである。

議案第80号 参考資料

西予市小中学校学習用端末の仕様概要

1 購入物品・数量

Dynabook Chromebook C70 2,070台

2 基本仕様(学習用端末)

- | | |
|--------------|--|
| (1) 筐体 | デタッチャブル型
(ディスプレイ、キーボード分離型) |
| (2) OS | Google Chrome OS |
| (3) メモリ | 4GB |
| (4) 内臓ストレージ | 32GB(eMMC) |
| (5) 通信機能 | Bluetooth Ver5.2
IEEE 802.11ax
IEEE 802.11ac/a/b/g/n準拠 |
| (6) ディスプレイ | 10.1型(1,280×800画素)
タッチパネル対応 |
| (7) バッテリー | 駆動時間約15時間 |
| (8) 質量 | 約1.1kg |
| (9) インターフェース | USB3.2 Gen 1 Type-A端子
USB3.2 Gen 1 Type-C端子×2 |

3 納期

令和8年3月31日

議案第 8 1 号

西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係する 2 条例の一部を改正するものである。

西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の
給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 西予市職員の育児休業等に関する条例(平成16年西予市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)」を削り、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第2条第5号中「以下(1)」を「以下この(1)」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年西予市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に規定する部分休業」に改める。

第18条中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の西予市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 8 2 号

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国家公務員の規定に準じ、育児両立支援制度の利用に関する意向確認等の所
要の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものである。

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西予市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、西予市職員の育児休業等に関する条例(平成16年西予市条例第38号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 西予市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員

の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 83 号

西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

物価高騰による諸経費の増額に伴い、施設の利用料金の上限額の改定を行う
ため、本条例の一部を改正するものである。

西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例(平成17年西予市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「前項第6号」を「同項第6号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第11条ただし書、第12条ただし書及び第13条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表の(1)の表を次のように改める。

(1) 宿泊料(1人1泊につき)

(単位：円)

利用料区分 部屋区分	宿泊料		
	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
シングルルーム	9,350		
ツインルーム	13,530	9,350	
和室12帖	14,850	12,100	9,350
和室14帖	20,350	13,200	9,350
和洋室	20,350	13,200	9,350

備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から午前10時までとする。
- 2 子供(3歳以上小学生以下)の宿泊料は、上記の宿泊料の70%とする。
- 3 3歳未満の幼児については、単独で寝具を使用した場合に限り、1,800円を徴収する。
- 4 下記の期間の宿泊料は50%増とする。
4月28日～5月8日 8月12日～8月17日 12月29日～1月5日
- 5 土・日・祝日・休前日は、1,100円割増しとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の公布の日(以下「公布

日」という。)以後にこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金について適用し、公布日前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

議案第 8 4 号

西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について

西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

物価高騰による諸経費の増額に伴い、施設の利用料金の上限額の改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

西予市あけはまオートキャンプ場条例(平成17年西予市条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

施設名	区分		利用料金	備考
オートキャンプ場	テントサイト	1 区画 1 泊	4,400円	
	テントサイト	1 区画 1 日	2,200円	デイキャンプ等
	付属備品及び消耗品等		実費を基準として指定管理者が定める額	
	ケビン棟	1 棟 1 泊	22,000円	1 棟定員 4 名まで
			3,300円	追加料金 1 人につき。(3 歳未満無料)
	トレーラーハウス	1 台 1 泊	16,500円	1 台定員 4 名まで
			1,650円	追加料金 1 人につき。(3 歳未満無料)
集いの広場	野外ステージ	昼間(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)	11,000円	
		夜間(午後 5 時から午後 10 時まで)	11,000円	
		全日(午前 8 時 30 分から午後 10 時まで)	16,500円	
艇庫棟	シーカヤック	1 人用	1 時間 1,430	

			円	
		2 人用	1 時間 2,200 円	

備考

- 1 オートキャンプ場の利用時間は、午後 3 時から翌日の午前10時までとする。ただし、デイキャンプの利用時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。
- 2 集いの広場の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。
- 3 シーカヤックの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、最終受付は、午後 4 時までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後にこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金について適用し、公布日前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

議案第 8 5 号

西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部
部を改正する条例制定について

西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

物価高騰による諸経費の増額に伴い、施設の利用料金の上限額の改定を行う
ため、本条例の一部を改正するものである。

西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例(令和元年西予市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「前項第6号」を「同項第6号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第14条ただし書、第15条ただし書及び第16条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

	利用区分	利用料金(円)	備考
宿泊	大人 (中学生以上)	8,800	金曜日、土曜日及び祝日の前日の利用は、別に室料として1,000円を加算する。
	小人 (3歳以上小学生以下)	5,500	3歳未満の宿泊利用者については、単独で寝具を利用した場合に限り、1,500円を徴収する。
休憩		6,600	
入浴	一般 (中学生以上)	770	
	障がい者・高齢者	660	
	小学生	550	
	幼児	無料	

備考

- 1 宿泊利用者が入浴する場合は、入浴料を徴収しない。
- 2 障がい者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身障者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱第4に規定する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手

帳の交付を受けている者をいう。

3 高齢者とは、70歳以上の者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後にこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金について適用し、公布日前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

議案第 8 6 号

西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について

西予市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、開発行為の許可に関する手数料及び優良宅地造成認定申請手数料の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市手数料条例の一部を改正する条例

西予市手数料条例(平成16年西予市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第12号の表中「8,800円」を「8,900円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第14号中「47,000円」を「48,000円」に改め、同条第15号中「26,000円」を「27,000円」に改め、同条第29号中「第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ」を「第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に、「造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 86,000円」を「次表に定める額」に改め、同号に次の表を加える。

区分	単位	手数料
1 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	86,000円
2 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		140,000円
3 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの		200,000円
4 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの		270,000円
5 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの		400,000円
6 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの		520,000円
7 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの		680,000円
8 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの		900,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西予市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 87 号

西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定
について

西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

随意契約の基準額に準じ設定していた負担金の賦課基準について、地方自治法施行令の一部改正に伴いその基準額が改正されたため、本条例の一部を改正するものである。

西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

西予市土木建設事業負担金徴収条例(平成16年西予市条例第227号)の一部を次のように改正する。

別表中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 88 号

西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年西予市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告します。

令和7年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	C A T V整備事業	118,203,000	34,134,000	0	34,134,000	0	34,134,000	34,134,000	9,034,000	0	25,100,000	0

報告第7号

令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告します。

令和7年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
2 総務費	1 総務管理費	防犯対策事業	30,654,219	4,000,000	0	3,200,000	0	0	800,000
	8 地域振興費	二木生地区地域づくり活動センター整備事業	52,091,000	13,489,000	0	6,750,000	6,700,000	0	39,000
		惣川地区生活交通バス運行事業	12,219,000	5,111,689	0	0	0	0	5,111,689
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金支給事業（国補正分）	235,009,000	10,296,000	0	10,296,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援事業（保健衛生費）	20,234,000	20,234,000	13,915,471	2,280,529	0	0	4,038,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業後継者育成事業	52,892,000	3,192,000	0	3,192,000	0	0	0
		市単独農業用施設維持管理事業	22,400,000	22,400,000	0	0	221,000	21,800,000	379,000
		ため池等農地災害危機管理対策事業	33,100,000	5,965,000	0	0	0	0	5,965,000
	2 林業費	林道小振鍵山線開設事業	20,000,000	12,100,000	22,750	6,655,000	900,000	4,200,000	322,250
	3 水産業費	長早漁港海岸高潮対策事業	87,500,000	53,700,000	70,000	23,530,000	0	30,100,000	0
		海岸メンテナンス事業	13,800,000	4,269,000	163,000	2,776,000	0	1,300,000	30,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業（商工費）	49,000,000	49,000,000	0	40,700,000	0	0	8,300,000
8 土木費	1 土木管理費	がけ崩れ防災対策事業	77,000,000	40,179,000	0	24,107,000	8,921,000	6,800,000	351,000
	2 道路橋梁費	市道知野龍徳線改良事業	20,000,000	11,937,000	38,223	0	0	7,800,000	4,098,777
		市道脇宮崎線改良事業	20,000,000	13,600,000	20,000	0	0	12,900,000	680,000
		市道古市宮田線改良事業	19,500,000	8,951,700	19,115	3,800,000	0	4,800,000	332,585

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
		市道平岩線改良事業	90,800,000	62,700,000	50,000	15,950,000	0	46,700,000	0
		市道津布理 1 8 号線改良事業	20,000,000	20,000,000	0	0	0	16,000,000	4,000,000
		市道旧町地区 2 7 7 号線改良事業	50,500,000	28,223,000	61,000	13,862,000	0	14,300,000	0
		市道荷刺大西鎌田西線改良事業	23,000,000	14,139,689	69,689	6,830,000	0	7,200,000	40,000
		橋梁補修事業	18,500,000	5,285,000	77,000	0	0	5,200,000	8,000
		橋梁新設・撤去事業	6,527,000	5,885,000	0	0	0	3,000,000	2,885,000
	3 河川費	河川維持事業	9,737,000	1,300,000	0	0	0	0	1,300,000
	5 都市計画費	下水路維持管理事業	2,591,000	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000
		野村地区都市再生整備計画事業	59,410,000	23,591,746	28,475	7,690,000	0	15,100,000	773,271
		三瓶地区雨水公共下水道事業	238,800,000	190,000,000	0	76,000,000	0	67,400,000	46,600,000
	6 住宅費	危険空家除却事業	24,251,148	892,000	0	0	0	0	892,000
		空家対策計画策定管理事業	20,540,852	8,000,000	0	0	0	0	8,000,000
9 消防費	1 消防費	防災対策推進事業	119,668,000	77,311,000	0	59,589,000	0	4,400,000	13,322,000
11 災害復旧費	6 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）	34,850,000	13,918,895	1,000	6,199,000	0	2,900,000	4,818,895
		計	1,484,574,219	731,320,719	14,535,723	313,406,529	16,742,000	271,900,000	114,736,467

報告第8号

令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告します。

令和7年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業（現年度）	160,385,958	105,751,958	54,634,000	20,866,000	75,500,000	0	74,562,800	937,200	工事請負費において、事業規模が大きく、施工時期も非かんがい期に限定されることから、不測の日数を要したため繰越となった。

報告第9号

令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告します。

令和7年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						負担金	企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	送配水等施設建設 改良事業	440,310,000	348,860,600	77,700,000	0	45,800,000	16,000,000	15,900,000	13,749,400	0	明浜給水区域及び三瓶給水区域における送配水管布設替工事について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。

報告第10号

令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告します。

令和7年6月10日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和 6 年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						補助金	企業債	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	管渠整備事業	114,300,000	42,225,000	70,975,000	9,538,000	31,400,000	4,250,000	25,787,000	1,100,000	0	汚水整備については、 工事施工箇所において 同じ掘削断面に施工す る上水道との施工時期 の調整に不測の日数を 要し、広域化（農集統 合）については、新設 庄送管の河川の占用許 可に係る愛媛県との協 議に不測の日数を要し たことため、年度内完 成が見込めなくなり、 繰越するもの。

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

西予市長 管 家 一 夫

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する処理の報告
について

番号	発生部局	決定日	損害賠償及び補償の額	事件の概要
1	政策企画部 まちづくり 推進課	R6. 11. 11	528, 000円	令和6年9月6日、宇和体育館駐車場にて、市が管理する駐車場内の樹木の枝が駐車中の相手方車両に落下したことにより、当該車両を破損させたもの。
2	建設部 建設課	R6. 12. 11	302, 900円	令和6年8月31日、市が管理する市道2級路線16号線の山側斜面上からの転石が停車中の相手方車両を直撃したことにより、当該車両を破損させたもの。
3	消防本部 消防総務課	R7. 1. 20	28, 000円	令和6年4月8日、市が管理する西予市消防団宇和方面隊宇和分団第5部にて、ホースタワーに結着していたロープが外れたことで、ホースが強風に煽られ、小野田公会堂の屋根に当たったことにより、瓦を破損させたもの。
4	消防本部 消防総務課	R7. 1. 20	23, 100円	令和6年11月18日、市が管理する西予市消防団宇和方面隊宇和分団第5部にて、ホースタワーに結着していたロープが外れたことで、ホースが強風に煽られ、小野田公会堂の窓ガラスに当たったことにより、窓ガラスを破損させたもの。

5	明浜支所 地域生活課	R7.3.31	267,000円	令和7年2月16日、俵津地域 づくり活動センター駐車場に て、車両を移動させようとした ところ、相手側車両前方のナン バープレートに接触したこと により、当該車両を破損させた もの。
---	---------------	---------	----------	---

